

改正

昭和52年10月21日訓令甲第6号
昭和54年3月31日訓令甲第2号
昭和60年6月8日訓令甲第2号
昭和63年3月31日訓令甲第1号
平成8年5月21日訓令甲第3号
平成14年3月29日訓令甲第8号
平成22年3月31日訓令甲第4号
平成24年3月30日訓令甲第7号
令和2年3月30日訓令甲第4号

沼津市建設工事監督要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第21号。以下「規則」という。）に基づき、請負工事の適正かつ円滑な実施を推進するため、必要な監督を行うための事項を定めることを目的とする。

(監督員)

第2条 この要領において監督員とは、規則第55条の規定による権限を有する監督員をいう。

(指揮監督)

第3条 監督員は、この要領に定める事項を行うに当たっては、上司の指揮監督に従わなければならない。

(現場状況の把握)

第4条 監督員は、工事現場の状況を把握し、契約書、約款、仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に基づき、工事が完全に施工されるよう監督を行わなければならない。

(指示承諾の徹底)

第5条 監督員は、工事施工に当たっては、極力工事現場に臨み、受注者に対し設計意図を正しく伝え、解明指導し、完全な工事が遂行されるよう適切な指示承諾又は協議の徹底を図らなければならない。

2 前項の指示承諾及び協議は、原則として指示（承諾）協議書（第1号様式）によるものとする。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

(厳正の保持)

第6条 監督員は、受注者その他利害関係人に対しては、常に厳正な態度で臨まなければならない。

(一般的注意)

第7条 監督員は、常に関係機関及び地元の関係に留意し、工事施工に支障を来すことのないよう配慮しなければならない。

(上司に対する報告)

第8条 監督員は、この要領による報告若しくは書類等を所定の様式に従い、上司に提出しなければならない。

(書類の整理)

第9条 監督員は、受注者から提出された書類並びに自己の提出する報告書及び上申書等については、必要に応じて控えをとり、その経過を明らかにしておかななければならない。

第2章 書類及び帳簿

(設計図書)

第10条 監督員は、設計図書を整備しておかななければならない。

2 前項の設計図書の取扱いには十分注意し、関係職員以外の者に、これを閲覧させてはならない。

(工事工程表)

- 第11条 監督員は、受注者が工事工程表を提出したときは、遅滞なくこれを審査又は確認し、意見を付して上司に進達しなければならない。
- 2 監督員は、前項の工事工程表、これに関連する帳簿又は書類を整備しておかなければならない。
(工事記録の整備及び材料検査簿)
- 第12条 監督員は、受注者に対し規則第59条第3項の規定により工事記録を整備させ、必要があるときは、それを調査し、若しくは呈示させるものとする。
- 2 監督員は、現場に搬入された材料を検査したときは、受注者に規則第58条第6項の規定による材料検査簿にその状況を記入させ、かつ、これを検印しなければならない。
- 第3章 監督
(工事の促進)
- 第13条 監督員は、工事工程表に基づき工事の促進に努め、もし遅延するおそれがあると認めるときは、受注者に厳重に警告するとともに、その旨を上司に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災その他やむを得ない事由により工事の進捗が妨げられたときは、速やかに上司に報告しなければならない。
(測量、やり形及び丁張)
- 第14条 監督員は、受注者の施工する測量、やり形及び丁張については、受注者立会いのもとに検査を行わなければならない。
(細部設計図及び原寸図)
- 第15条 監督員は、必要があると認めるときは、設計図書に基づいて細部設計図若しくは原寸図を作成して受注者に交付し、又は受注者が作成した細部設計図若しくは原寸図を検査して承諾を与えなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ上司の承認を受けるものとする。
(改造命令)
- 第16条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認めるときは、受注者に改造を命じ、完全な工事を実施させなければならない。
(立会)
- 第17条 監督員は、工事に使用する材料のうち調合を要するもの又は水中若しくは地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視することが出来ないものについては、その施工に立会い、受注者に工事写真を撮影させなければならない。ただし、やむを得ない事由により立会いが出来ないときは、その都度当該工事材料の調合、又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本、又は工事写真等の記録により確認するものとする。
(中間検査の要請)
- 第18条 監督員は、必要に応じ適当な時期に沼津市建設工事検査規程(昭和60年沼津市訓令甲第2号。以下「規程」という。)第10条第1項に定める中間検査を求めなければならない。
(材料検査)
- 第19条 監督員は、設計図書に検査を受けて使用するべきものと指定された工事用材料は、使用前に規格、品質及び数量について検査し合格材料については、刻印、仕分けその他の方法により、検査未済又は不合格材料と明らかに区分できるよう処置をとらせ、不合格材料については、遅滞なく工事現場から搬出させて、良品と交換し、不足数量は補充させ、その検査をしなければならない。
- 2 監督員は、規程第11条第1項で準用する静岡県建設工事検査要領(昭和60年静岡県訓令乙第5号)の区分に従い、契約検査課長に材料検査を求めなければならない。
- 3 監督員は、工事現場に搬入した検査済工事材料については、その承諾を与えないで持ち出させてはならない。
(仕様書、設計書及び図面の不一致等)
- 第20条 監督員は、設計図書に明示されていないもの又は相互に符合しないもの、あるいは誤、脱漏を発見したとき、若しくはこれについて受注者から通知を受けたときは、軽微なもので明らかに判定がつくものは、その措置について受注者に指示を与え、その他のものについては上司の指示を受けなければならない。
- 第21条 監督員は、工事の施工に当たり、図面と工事現場の状態が一致しないとき、又は地盤等についての予期することのできない状態が発見されたとき、若しくは受注者からこれらについて通知を受けたときは、前条の規定に準じて処理しなければならない。

(工事の変更中止等)

第22条 監督員は、工事の内容若しくは工期を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めたときは、速やかに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(臨機の措置)

第23条 監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ないときは、受注者に対して所要の臨機の措置をとることを求めることができる。

2 監督員は、受注者が独自でとつた措置についてその通知を受けたとき及び前項の場合においては、その結果を上司に報告しなければならない。

第4章 諸手続

(下請負及び一括下請負)

第24条 監督員は、下請負人が工事の施工について、不相当であると認めたときは、その事由を付して上司に報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は、受注者が工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負させたとき認められるときは、その旨を上司に報告しその指示を受けなければならない。

(現場代理人等の交替)

第25条 監督員は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者が、工事の施工又は管理について、著しく不相当であると認めたときは、受注者に対し理由を明示してその交替を求め、その旨上司に報告しなければならない。

(工期延長)

第26条 監督員は、受注者から工期延長願の提出を受けたときは、遅滞なく内容を調査の上、意見を付して上司に進達しなければならない。

(工事の未着手等)

第27条 監督員は、受注者が正当な事由なく工事に着手しないときその他契約の履行が危ぶまれるときは、速やかにその理由を調査し上司に報告しなければならない。

(解体材及び発生材)

第28条 監督員は、工事の施工に伴い、設計図書に明示されていない解体材又は発生材を生じたときは、受注者から調書を徴して引き継ぎ、所定の手続きに従い措置しなければならない。

第29条 監督員は、受注者から工事目的物又は検査済工事材料を第三者に譲渡、貸与又は抵当権その他担保の目的に供することについて申請を受けたときは、意見を付して上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事目的物の損害等)

第30条 監督員は、工事目的物の引渡前に工事目的物若しくは工事材料について損害を生じたときその他工事の施工に関して損害を生じたとき、又は工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査し、意見を付して上司に報告し、その指示を受けなければならない。

第31条 監督員は、天災その他やむを得ない事由によつて工事の出来形部分(工事現場に搬入した検査済工事材料を含む。)又は工事仮設物及び建設機械器具(当該工事で償却する部分をいう。)に損害を生じたときは、実情を詳細に調査し、意見を付して上司に報告し、その指示を受けなければならない。

第5章 出来形調査

(部分払)

第32条 監督員は、受注者から契約による部分払を受けようとして出来形調査申請書の提出があつたときは、遅滞なく当該工事を調査の上、出来形歩合調書(第2号様式)を作成し上司に提出しなければならない。

(既済部分の調査)

第33条 監督員は、契約解除等による既済部分の引取りの請求があつたときは、その工事の引取りの対象となるべき部分の出来形を調査の上精算設計書を作成し上司に提出しなければならない。

2 契約に特別の定めのある場合を除くほか前項の規定による部分の出来形は、現実に確認できるものをいい、工事現場に搬入した工事材料は、これを含めないものとする。

(完成届等の進達)

第34条 監督員は、受注者から完成届を受けたときは、速やかに当該工事の出来形調査を行い、完成

と認めるときは、遅滞なく検査の手続きをとらなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか工事の完成部分を使用しようとするときは、直ちに当該工事の出来形調査を行い、上司の指示を受けなければならない。

(出来形調査の方法)

第35条 監督員は、契約書、約款及び設計図書に基づき材料の加工、用法及び工事の施工等について調査を行うものとし、特に必要と認めるときは破壊して調査を行うことができる。ただし、この場合破壊は必要最少限度にとどめるものとする。

- 2 前項の調査を行うときは、監督員は、あらかじめ日時を通知して受注者を立会わせなければならない。

(出来形不完全の措置)

第36条 監督員は、出来形調査の結果、不完全と認めるときは、受注者に対し直ちに補修改造その他必要な措置（以下「補修等の措置」という。）を命じなければならない。

- 2 監督員は、当該箇所が重大であり、かつ、補修等の措置に要する期間が長期にわたるときは、これらの措置に関して上司に報告しその指示を受けなければならない。

第6章 補則

(手直しの処理)

第37条 監督員は、完成検査の結果、手直し、修補又は改造を要するものがあつた場合は、その履行を監督し、完成後は上司に報告しなければならない。

(工事成績評定)

第38条 監督員は、工事の完成を認めるときは、工事成績評定基準に基づき、当該工事の工事成績評定を行い、工事成績採点表を契約検査課長に提出しなければならない。

- 2 規程第16条第2項の規定は、前項の監督員について準用する。

付 則

この規程は、昭和52年7月1日から施行する。

付 則（昭和52年10月21日訓令甲第6号抄）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（昭和54年3月31日訓令甲第2号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和60年6月8日訓令甲第2号抄）

- 1 この訓令は、昭和60年6月8日から施行する。

付 則（昭和63年3月31日訓令甲第1号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（平成8年5月21日訓令甲第3号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成14年3月29日訓令甲第8号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日訓令甲第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日訓令甲第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月30日訓令甲第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

出来形歩合調書

1 工事名

2 工事箇所

3 工期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

4 請負代金額

出来形の内訳

工種	単位	設計数量 A	出来形数量 B	出来形歩合 $B/A=C$	構成比率 D	$C \times D$	摘要
総出来形歩合							

年 月 日現在における第 回出来形は上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

監督員職氏名